

倫理審査委員会議事要旨

1. 日時 令和3年11月18日(木) 15:00 ~ 15:30
2. 場所 ミーティングルーム
3. 出席者 副院長、薬物依存治療部長、長嶋医師、事務部長、看護部長、
薬剤科長、矢崎外部委員
(欠席) 山岡外部委員

※委員の3分の2以上の出席がありましたので委員会を開催

4. 要旨

課題名 麻薬取締官が参加する治療的処遇
(申請者 准看護師 中村徹也(新規))

【申請者】～審査申請書に沿って説明～

【委員】麻薬取締官が面接を実施した方が経過が良いという仮説だと思うが、何をもって良いと判断するのか。

【申請者】面接を受け入れないだろうという仮定に基づいて、この取り組みで受け入れやすくなる、その先に比較するものは現在はない。結果的に麻薬取締官の面接を増やしたく、この方法で全国で取り組んでいくのが効果的であろう、という仮説である。この方法とは再犯防止のため医療者が医療を提供するだけで無く、麻薬取締官が治療の場に加わることによって、それぞれが治療するだけ、捕まえることだけ、となっていたものが双方に補え、より効果的と考える。

【委員】援助者側が法的抑止力を設定することが可能であることを示すのが目的だと思う。

【委員】それを示すにはどういう働きかけをしてそれができたのか、しなかったからできなかったのか、区別しなければ難しいのではないか。研究なので比較が必要だと思う。これだと研究というより報告になるのではないか。

【委員】対象者の再犯率は分かるのか。

【申請者】教えてもらえない。当院で分かる範囲では追えるが全てではない。

【委員】再発したかどうかは分からないのか。

【委員】こちらで分かる範囲までである。厚労省が保有するデータは使用できない。

【委員】再犯防止に有効であり、抑止力となることを明らかにするという目的になるのか。

【委員】そこまでには至らないと思う。そこまでの基礎的データということである。

【委員】研究報告の際にはどういう報告になるのか。

【委員】このままだと「こういう割合であった」というだけになると思う。一般的な研究とは違うと思う。

【委員】どこで発表するのか。

【申請者】アディクション学会と条件反射制御法学会を考えている。

【委員】研究計画書の記載で麻薬取締官と麻薬取締職員が記載しているが、どちらなのか。

【申請者】麻薬取締官なので、統一させる。

【委員】さらには関東麻薬取締部というのも、正確には関東信越厚生局麻薬取締部と思う。また警視庁麻薬取り締まり職員と記載があるがこれは警察職員なのか、麻薬取締官なのか。

【委員】警察職員である。

【委員】文言は統一させた方がよい。

【申請者】修正し統一させる。

【委員】やりたいことと課題名が合っていないように思うので、検討して欲しい。また、面接を受け入れなかった患者も対象に入れるべきと思う。さらには研究の方法に「被験者に同意を得る方法」を記載すること。加えて倫理指針でプロトコルに記載すべき事項とされているものがいくつか記載されていないので、これらを追記する必要がある。またオプアウトの文書に記載している研究目的と研究計画に記載している目的が一致していないので修正が必要と思う。

【申請者】修正する。

【委員】文書は張り出すのか。

【申請者】掲示する。またホームページにも掲載する予定である。

【委員】再犯はわからないが再入院ならわかるので、再入院までの期間で生存期間調査で解析するというような科学的なことが将来的にはできるかもしれない。

【審査結果】

課題名「麻薬取締官が参加する治療的処遇」

上記に申請について、倫理上問題となるようなものはないと思われるので、指摘事項を修正したうえで承認ということよろしいか。

→ 一部修正の上、承認とする。

以 上